

# 社会资本整備重点計画(素案)に対する 主な御意見(パブリックコメント・都道府県からの意見)及びそれに対する考え方

※パブリックコメント意見提出総数 218件（136者） 令和7年10月31日～11月21日  
都道府県意見提出総数 47件 令和7年10月31日～11月21日

該当箇所	重点計画素案に対する意見	意見に対する考え方
はじめに	○社会资本整備の目的に関する意見（安全・安心の確保）	○御意見の趣旨は、第2章第3節1.「社会资本整備が社会・経済にもたらす多様な効果」でおおむね記載しており、素案のとおりとして、計画の実施に当たり適切に対処してまいります。
第1章 社会资本整備を取り巻く社会経済情勢の変化	○社会资本整備を取り巻く社会経済情勢の変化に関する意見（人口減少への対応、経済成長の実現、地方公共団体への支援）	○人口減少への対応、経済成長の実現、地方公共団体への支援など、御意見の趣旨はおおむね記述しており、素案のとおりとして、計画の実施に当たり適切に対処してまいります。
	○社会资本整備を取り巻く社会経済情勢の変化に関する意見（激甚化・頻発化する自然災害）	○頂いた御意見を踏まえ、以下のとおり追記するとともに、計画の実施にあたって適切に対処してまいります。  ・ <u>近年も、平成30年7月豪雨や、令和元年台風第19号、令和2年7月豪雨をはじめ、大雨や台風等により毎年のように甚大な被害が発生している。</u>
	○社会资本整備を取り巻く社会経済情勢の変化に関する意見（クマ類の市街地への出没）	○御意見の趣旨を踏まえ、第3章第2節重点目標III-2の<現状と課題>に以下のとおり追記します。  ・ <u>近年、クマによる人身被害や、鳥獣による農作物への被害が発生する中、自然との共生に向けた取組は喫緊の課題となっている。</u>
	○社会资本整備を取り巻く社会経済情勢の変化に関する意見（浄水施設に関する技術開発）	○頂いた御意見は関係部局と共有し、今後の参考とさせていただきます。
第2章 中長期を見据えた社会 資本整備の方向性	○社会资本整備を通じて重点的に対応すべき社会課題に関する意見（地域住民の納得感や誇り）	○御意見の趣旨は、「第2章第3節6.国民理解の醸成」でおおむね記述しており、素案のとおりとして、計画の実施に当たり適切に対処してまいります。

	<p>○ 4つの重点目標と、その実現に向けた政策の中長期的な方向性に関する意見（カーボンニュートラル、上下水道の整備・老朽化対策、地震・津波対策、交通インフラの整備等の優先順位）</p> <p>○ 地域のインフラを支える地方公共団体の職員不足に関する意見</p> <p>○ インフラマネジメントに関する意見（インフラマネジメントへの住民参画等）</p> <p>○ 公共事業費に関する意見（事業費の確保、予算増額）</p>	<p>○ 4つの重点目標は、第2章第1節で示した目指す姿を実現するために設定したものであり、いずれも社会課題を解決する上で重要であるため、素案のとおりとして取組を進めてまいります。</p> <p>○ 御意見の趣旨は、第3章第4節重点目標IV-1. の「地域のインフラを支える地方公共団体の管理機能の維持」でおおむね記述しており、素案のとおりとして、計画の実施に当たり適切に対処してまいります。</p> <p>○ 御意見の趣旨は、「【方針4】地域の住民など多様な関係者の参画」でおおむね記述しており、素案のとおりとして、計画の実施に当たり適切に対処してまいります。</p> <p>○ 御意見の趣旨は、「第4節 1. 戰略的・計画的な社会資本整備を支える安定的・持続的な公共投資」でおおむね記述しており、素案のとおりとして、計画の実施に当たり適切に対処してまいります。</p>
第3章 重点目標ごとの「政策パッケージ」と重点施策、KPI	<p>○ 指標の設定方法に関する意見（地域住民の納得感や誇り）</p> <p>○ 離島等のインフラ整備に関する意見</p>	<p>○ 御意見の趣旨は、第2章第3節3. の「【方針4】地域の住民など多様な関係者の参画」でおおむね記述しており、素案のとおりとして、計画の実施に当たり適切に対処してまいります。</p> <p>○ 御意見の趣旨は、第3章第1節でおおむね記述しており、素案のとおりとして、計画の実施に当たり適切に対処してまいります。</p>
第3章 ○ 重点目標 I : 活力のある持続可能な地域社会の形成	<p>○ 重点目標 I の名称(活力のある持続可能な地域社会の形成)に関する意見</p> <p>○ 生活関連サービスが持続的に確保される人口の確保に向けた都市機能等の誘導・集積に関する意見（都市の集約、災害対応等）</p> <p>○ 生活関連サービスが持続的に提供される人口の確保に向けた都市機能等の誘導・集積に関する意見（立地適正化計画に係る KPI）</p>	<p>○ 今後、急速な人口減少と少子高齢化が進行する中で、あらゆる人が安心して住み続けることのできる、にぎわいと活力のある地域を形成していくことは最重要課題の一つであり、また、将来のまちづくりの姿と一体となったインフラストックの適正化や、地域に暮らす人々が安心して住み続けることができる地域社会の形成が不可欠です。これらの取組を一体的に実現するため、「活力のある持続可能な地域社会の形成」という重点目標を掲げているため、素案のとおりとして取組を進めてまいります。</p> <p>○ 都市の集約については、人口減少下においても生活関連サービスの質の向上等、都市の持続性の維持のため、適切な人口密度を目標に誘導をはかるものです。計画の実施にあたり適切に対処してまいります。</p> <p>○ 災害対応については、御意見の趣旨は第3章第2節重点目標II-2. の「災害に強いまちづくり」において記載しており、素案のとおりとして、計画の実施にあたり適切に対処してまいります。</p> <p>○ 立地適正化計画は、人口減少下において持続可能な都市構造を再編するための計画です。当該 KPI は、施策の効果を享受する居住者について定めるものであり、立地適正化計画作成済みの都市数を補完する指標として位置付けて</p>

	<p>○コンパクト・プラス・ネットワークに関する意見（個性ある都市の形成、分散型国土等）</p> <p>○訪日外国人旅行者の受入環境整備に関する意見（オーバーツーリズム等）</p> <p>○地域内外を結ぶ交通ネットワークの整備に関する意見（都市計画道路の整備、ローカル鉄道の再構築、スマート IC の整備等）</p> <p>○地域の将来像を踏まえたインフラの再構築に関する意見（インフラ老朽化対策等）</p> <p>○インフラメンテナンスに関する意見（予防保全型インフラメンテナンスへの転換、データベースの整備、集約・再編等）</p> <p>○水道事業に関する意見</p> <p>○ジェンダー主流化に関する意見</p> <p>○地域の人々が集まりつながりが生まれる公共空間の創出に関する意見（エリアマネジメント団体の財源確保）</p>	<p>いるため、素案のとおりとして取組を進めてまいります。</p> <p>○個性ある都市の形成、分散型国土など、御意見の趣旨はおおむね記述しております、素案のとおりとして、計画の実施に当たり適切に対処してまいります。</p> <p>○御意見の趣旨は、第1章「4. 成長型経済への転換期にある我が国経済」でおおむね記述しており、素案のとおりとして、計画の実施に当たり適切に対処してまいります。</p> <p>○地域内外を結ぶ交通ネットワークについて、御意見の趣旨はおおむね記述しております、素案のとおりとして、計画の実施にあたり適切に対処してまいります。</p> <p>○本計画案に賛同の御意見として承ります。</p> <p>○インフラメンテナンスについて、御意見の趣旨はおおむね記述しており、素案のとおりとして、計画の実施に当たり適切に対処してまいります。</p> <p>○頂いた御意見は関係部局と共有し、今後の参考とさせていただきます。</p> <p>○ジェンダー主流化は、社会的・文化的な性差（ジェンダー）の平等実現を目的として、男女で異なる課題やニーズを踏まえて、あらゆる政策や事業などを立案・実行していくことを指すものであり、包摂的な共生社会を目指す上で重要であることから、素案のとおりとして取組を進めてまいります。</p> <p>○頂いた御意見は、計画の実施に当たり参考とさせていただきます。</p>
第3章 ○重点目標Ⅱ：強靭な国土が支える持続的で力強い経済社会	<p>○生産性向上を支える強靭で効率的な人流・物流インフラの整備に関する意見（整備新幹線、リニア中央新幹線等の幹線鉄道ネットワークの整備推進、三大都市圏等の鉄道整備、鉄道施設の耐震化、高規格道路の整備等）</p> <p>○企業立地の促進に資するインフラ整備に関する意見</p> <p>○民間資金を活用した都市の国際競争力を高める基盤の整備に関する意見（建築費高騰等への対応）</p>	<p>○御意見の趣旨は、第3章第2節重点目標Ⅱ－1. の「生産性向上を支える強靭で効率的な人流・物流インフラの整備」でおおむね記述しており、素案のとおりとして、計画の実施に当たり適切に対処してまいります。</p> <p>○御意見の趣旨は、第3章第2節重点目標Ⅱ－1. の「経済安全保障に資する企業立地に向けた基盤整備とインフラのセキュリティ強化」でおおむね記述しており、素案のとおりとして、計画実施に当たり適切に対処してまいります。</p> <p>○頂いた御意見は、関係部局と共有し、今後の参考とさせていただきます。</p>

	<p>○インフラ分野の新技术を活用して経済社会活動に変革をもたらすサービスの導入に関する意見（自動運転、自動物流道路、空飛ぶクルマ等）</p>	○頂いた御意見は、計画の実施に当たり参考とさせていただきます。
	<p>○防災・減災、国土強靭化に関する施策に関する意見（上下水道施設の整備、大都市部における断水リスク軽減）</p>	○頂いた御意見は、計画実施に当たり参考とさせていただきます。
	<p>○防災・減災、国土強靭化に関する施策に関する意見（上下水道施設の耐震化）</p>	<p>○頂いた御意見を踏まえ、以下のとおり修正いたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・能登半島地震の教訓を踏まえ、<u>浄水場</u>や下水道処理場等の急所施設や、避難所等の重要施設に接続する水道・下水道の管路等について、計画的・集中的に耐震化を進める。</li> </ul>
	<p>○防災・減災、国土強靭化に関する施策に関する意見（水害対策、雪寒対策）</p>	<p>○御意見の趣旨は重点目標Ⅱ-2. の「激甚化・頻発化し、切迫する災害に対応した「事前防災」の加速化・深化」におおむね記述しており、素案のとおりとして、計画の実施に当たり適切に対処してまいります。</p>
	<p>○防災・減災、国土強靭化に関する施策に関する意見（事前防災、交通ネットワークのリダンシィーの確保、復旧・復興）</p>	<p>○御意見の趣旨は、第3章第2節重点目標Ⅱ-2. の「現状と課題」でおおむね記述しており、素案のとおりとして、計画の実施に当たり適切に対処してまいります。</p>
	<p>○防災・減災、国土強靭化に関する施策に関する意見（東京一極集中の是正）</p>	<p>○東京一極集中の是正については、国土形成計画と調和を図りつつ、重点目標I-1. の「現状と課題」におおむね記述しており、素案のとおりとして、計画の実施に当たり適切に対処してまいります。</p>
第3章 ○重点目標Ⅲ：インフラ分野が先導するグリーン社会の実現	<p>○インフラ分野が先導するグリーン社会の実現に関する意見（総論）</p>	<p>○地球温暖化をはじめ地球環境問題は人類の生存に関わる世界共通の課題であり、インフラ分野の貢献も重要であることから、素案のとおりとして取組を進めてまいります。</p>
	<p>○インフラ分野が先導するグリーン社会の実現に関する意見（施策及び指標について）</p>	<p>○頂いた御意見は、計画実施に当たり参考とさせていただきます。</p>
	<p>○カーボンニュートラル、再生可能エネルギーの導入に関する意見</p>	<p>○カーボンニュートラルについては、地球温暖化対策計画（令和7年2月閣議決定）等との整合性を図る観点から素案のとおりとして取組を進めてまいります。</p> <p>○再生可能エネルギーの導入に向けた取組については、以下の内容を追記するとともに、計画の実施に当たり適切に対処してまいります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>地域の理解や環境への配慮を前提に、再生可能エネルギーの供給拡大に貢献していく</u></li> </ul>

	○スマートシティの推進に関する意見	○御意見の趣旨は、第3章第2節重点目標IV-3. の「①データ連携やAI等を活用した賢く、安全で、持続可能なインフラの管理・運用」でおおむね記述しており、素案のとおりとして、計画の実施に当たり適切に対処してまいります。
	○運輸、家庭・業務部門の脱炭素化を支える基盤整備に関する意見（クリーンエネルギーへの移行の推進）	○御意見の趣旨は、第3章第2節重点目標III-1. の「①運輸、家庭・業務部門の脱炭素化を支える基盤整備」でおおむね記述しており、素案のとおりとして、計画の実施に当たり適切に対処してまいります。
	○グリーンインフラの価値に関する意見	○本計画案に賛同の御意見として承ります。
第3章 ○重点目標IV：戦略的・計画的な社会資本整備を支える基盤の強化	○官民連携手法の活用に関する意見（PPP/PFIの導入促進、ウォーターPPP、経済安全保障等）	○PPP/PFIは、行政と民間事業者との適切な役割分担のもと、公共施設等の整備・運営に民間事業者の資金や創意工夫を活用することにより、効率的かつ効果的に良好な公共サービスを実現する手法であり、我が国を支えるインフラの確保に当たっても、PPP/PFIを積極的に活用することが重要であると認識しているため、素案のとおりとして、計画の実施にあたり適切に対処してまいります。
	○入札契約等の制度改善に関する意見	○御意見の趣旨は第3章第2節重点目標IV-1. の「②複数の地方公共団体、官民等の連携・協働体制の構築促進」でおおむね記述しており、素案のとおりとして、計画の実施に当たり適切に対処してまいります。
	○建設業・運輸業等の担い手の確保・育成に関する意見（適正な賃金水準の確保、教育、待遇改善）	○御意見の趣旨は第3章第2節重点目標IV-2. の「現状と課題」でおおむね記述しており、素案のとおりとして、計画の実施に当たり適切に対処してまいります。
	○建設業・運輸業等の担い手の確保・育成に関する意見（空港・港湾等の交通インフラを支える業務従事者の確保や、受入体制の整備）	○空港・港湾等の業務従事者や、トラックドライバーの担い手確保については、御意見の趣旨はおおむね記述しておりますが、以下の内容を追記するとともに、計画の実施に当たり適切に対処してまいります。  ・ <u>また、物資の輸出入の99%以上が港湾を経由する我が国にとって、港湾運送事業の担い手確保は重要である。</u>
	○建設業・運輸業等の担い手の確保・育成に関する意見（外国人材の受け入れ等）	○頂いた御意見は、計画の実施に当たり参考とさせていただきます。
	○新技術・DXによるインフラの価値向上に関する意見（水道事業）	○頂いた御意見は、関係部局と共有し、今後の参考とさせていただきます。
	○データ連携やAI等を活用した賢く、安全で、持続可能なインフラの管理・運用に関する意見（データ連携の強化）	○頂いた御意見は、関係部局と共有し、今後の参考とさせていただきます。
	○高速道路のETC専用化や高速道路の料金割引に関する意見	○頂いた御意見は、計画の実施に当たり参考とさせていただきます。

第4章 計画の着実な推進	○計画の着実な推進に関する意見(ウェルビーディング)	○御意見の趣旨は、第3章第2節重点目標I－3.の「現状と課題」でおおむね記述しており、素案のとおりとして、計画の実施に当たり適切に対処してまいります。
その他	○安全保障に関する意見	<p>○関連する政府の他計画との連携を図りながら取組を推進する観点から、以下のとおり追記いたします。</p> <p>・その他、エネルギー、環境、安全保障等の分野における政府の各計画との連携を図って取り組んでいく。</p>
	○社会資本整備重点計画の対象ではない事項に関する意見(住宅政策、高齢者運転制限の強化、防火水槽の整備等)	○本計画の対象ではないことから、素案のとおりとします。
	○パブリックコメントの実施期間、方法に関する意見	○従前と同様、法令等に準拠し、適切に実施しているものと考えています。
	○表現の適正化、用語の分かりやすい説明を求める意見	○適宜表現を適正化し、文章等を追記、移動することで分かりやすい説明となるようにしています。